

タイヤチェーン導入促進助成金交付要綱

令和7年4月1日改訂

令和7年7月15日一部改訂

一般社団法人埼玉県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が、大雪時の道路交通の確保を目的とした事業用貨物自動車に装着するタイヤチェーンを導入した場合、その費用の一部を助成することとし、もって、会員における雪道での安全運行の支援を目的とする。

(助成対象商品)

第2条 助成対象商品は、走行装置に確実に取り付けことができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。

【参考：道路運送車両法保安基準（走行装置等）第9条第4項】

※緊急脱出用チェーンは対象外とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、令和7年3月1日から令和8年2月末日までに導入（支払い又はリース契約、割賦販売契約）し、令和8年3月6日（必着）までに助成金交付申請書を提出したものとする。
なお、予算に達した場合は、その時点で終了とする。

(助成の交付額)

第4条 助成金の交付額は、別表1による。

※ただし、クーポン、ポイントで支払った額については、助成対象外とする。

(助成対象数)

第5条 会員における助成対象数は、別表2による。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、様式1及び様式1の2による申請書等を第3条に定める期間に提出するものとする。但し、当該年度の予算を超えた場合は、その時点で終了とする。

2 申請書提出の際には、協会で定める書類を添付するものとする。

3 申請者は、以下の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 別表3の申請要件を満たすこと。

(助成金の交付)

第7条 協会は、会員より申請書が提出された場合には内容を審査し、妥当と認められる場合に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 協会は、交付対象となったタイヤチェーンが次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該タイヤチェーンに係る助成金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。また、すでに会員に交付されている場合には、協会は期限を決めて会員又はその返還を求めることができる。

- 1 会員が、タイヤチェーン導入後1年以内に、譲渡、売払、交換廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供したとき。
- 2 会員が、タイヤチェーン導入後1年以内に、協会を退会したとき。
- 3 会員が会費を滞納したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

(附 則)

本要綱は、令和7年7月15日より実施する。

(別表1) タイヤチェーン助成金交付額

助成対象経費	タイヤチェーン導入費 ※1台あたり2本
助成金交付額	導入費用の1/8 (1,000円未満切り捨て) 上限1万円

(別表2) タイヤチェーン助成対象数

助成対象数	1事業者 2台分 ※1台あたり2本 (トラクタ、トレーラの場合、 トレーラ装着分も1台分の算定とする)
-------	---

(別表3) 助成金申請要件

申請要件	1. 令和7年3月1日から令和8年2月末日までに導入及び支払い 又はリース契約、割賦販売契約を完了するものであること 2. タイヤチェーンを装着するトラックの使用の本拠の位置は、埼玉県 内であること 3. 助成を受けるタイヤチェーンは、1台あたり2本とする
------	--

タイヤチェーン導入促進助成金交付要綱(改訂)新旧対照表

■下線部は改訂部分

新	旧
(助成対象) 第3条 助成対象は、令和7年3月1日から令和8年2月末日までに導入(支払い又はリース契約、割賦販売契約)し、令和8年3月6日(必着)までに助成金交付申請書を提出したものとする。 なお、予算に達した場合は、その時点で終了とする。	(助成対象) 第3条 助成対象は、令和7年3月1日から令和8年2月末日までに導入(支払い又はリース契約、割賦販売契約)し、令和8年3月6日(必着)までに助成金交付申請書を提出したものとする。 <u>但し、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者を助成対象とする。</u> なお、予算に達した場合は、その時点で終了とする。